



GO TO トラベル キャンペーンを使ってお得に!

2020年9月~10月

ゴルフ宿泊プラン

1泊2日 1プレイ

「クイーンズホテル千歳」に泊まって
お仲間で「シャムロックカントリークラブ」で
ゴルフを楽しみませんか!!

もちろん、「自然」と「食」も満喫!!



2名様1室 対象期間:2020年9月1日(火)~10月31日(土)

「GO TO トラベルキャンペーン」料金 + 地域共用クーポン付き!



シャムロックカントリークラブ



クイーンズホテル千歳

シャムロックカントリークラブにて1ラウンドゴルフ。
ホテルは、クイーンズホテル千歳でホテルライフもお楽しみください。

- ①ゴルフ/シャムロックカントリークラブ 1ラウンド
- ②ホテル/クイーンズホテル千歳 (1泊朝食)
- ③参加人数/4名様 ~
- ④ゴルフの追加の手配を承ります。
- ⑤ジャンボタクシー、レンタカー、観光のお手配も致します。お気軽にご相談ください。
- ⑥航空券は、ご希望に沿ってお手配をさせていただきますのでお問い合わせください。
- ⑦ゴルフ/グリーンフィ・キャディフィ・諸経費は含まれます。

期間	お一人様	旅行代金への給付額	お支払い実額	地域共用クーポン付与
10月平日	20,000円	7,000円	13,000円	3,000円
9月平日	21,000円	7,300円	13,700円	3,000円
10月土・日・祝	22,000円	7,700円	14,300円	3,000円
9月土・日・祝	23,000円	8,000円	15,000円	3,000円

*シングル利用は1泊2,000円の追加となります。

地域共通クーポン

9月1日以降適用予定

旅行代金の15%程度の地域共通クーポンを事前にお渡し予定です。しかし、現在適用可否が未定のため決定次第のご案内となりますのでご了承ください。

旅行企画 実施
お申込・お問合せ先

N&T 株式会社 ノース・スター・トラベル

●住所/千歳市千代田町5丁目5番地1戸ビル2F ●受付時間/9:00~17:00 ●定休日/土日祝日

TEL. 0123-24-2121

FAX. 0123-24-5514

ホームページはこちら! ▶



■北海道知事登録旅行業第2-450号 ■一般社団法人全国旅行業協会正会員 ■取扱管理者/坂本秀章

※総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所の取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取り扱い管理者にお尋ね下さい。

広告有効期限/2020年10月末日

【国内募集型企画旅行】ご旅行条件(要約) お申し込みいただく前に必ずお読みください。ご旅行条件につきましては、下記条件のほか、コース毎に記載されている条件、ご旅行案内(パンフレット)、確定書面(旅のしおり)および当社旅行約款(募集型企画旅行約款の部)によります。
■お申込の方法と契約の時期/①旅行申込みは申込書に記入の上、申込金を添えてお申込下さい。当社が契約の締結を承諾し、申込書を受領した時に契約が成立します。電話・郵便・ファックスなどにより予約を頂いた場合は、当社が予約を承諾する旨を通知した日の翌日から起算した日から起算して3日以内に申込み手続きをお願いします。②申込金は「旅行代金」又は「取消料」「違約料」の一部又は全部として取り扱います。③団体、グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び会社などに関する一切の代表権を契約責任者が有しているものとみなします。■旅行代金のお支払い/①お申込の際、お一人様につきお申込金30,000円未満の場合は6,000円をお支払い下さい。②残金は旅行開始日の前日からさかのぼって21日前(日曜日は11日前)までにお支払い下さい。■代金に含まれるもの/旅行日程に明示されている交通費、食事代、観光料金及び消費税等諸税 ■取消料/①旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日以前以降8日目にあたる日まで(日曜日旅行10日目にあたる日以降8日目にあたる日まで)旅行代金の20% ②旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降4日目にあたる日まで旅行代金の30% ③旅行開始日の前日 旅行代金の40% ④旅行開始日の当日 50% ⑤無連絡不参加者及び旅行開始後 100% ■旅行開始日前の当社による旅行契約の解除及び払戻し/ お客様の人数が、最少催行人員に達しなかったときは、旅行開始日14日前(日曜日は4日前)までに旅行の実施を取りやめる旨を連絡し、すでにお支払い頂いている旅行代金全額を払い戻して旅行契約を解除します。 ■特別保証/お客様が募集型企画旅行参加中に急遽かつ偶然な外来事故によって身体または手荷物の上に被った一定の被害について、あらかじめ定める額の保証金及び見舞金をお支払いします。